



小野社会保険労務士事務所 最新！ニュースレター

2018年1月1日発行
第40号

小野社会保険労務士事務所 TEL:06-6195-5990,
URL: <http://ono-sr.info>

平成30年1月から改正職業安定法が施行 固定残業代の詳細など明示が必要に

この号の内容

- 1 平成30年1月から改正職業安定法が施行
固定残業代の詳細など明示が必要に
- 2 平成29年 障害者雇用状況の集計結果が公表されました
- 3 今月のコラム

働き方改革の取組、「労働時間管理の強化」の割合が最高／「労働経済動向調査」

厚生労働省は12月20日、「労働経済動向調査」（17年11月）結果を公表しました。今回設けられた特別項目「働き方改革の取組」では、現在までに実施した取組で最も割合が高かったのは「長時間労働削減のための労働時間管理の強化」（60%）、次いで「休暇取得の促進」（54%）となっています。

平成30年1月から改正職業安定法が施行され、求人票等による募集時の明示事項の追加や労働条件変更等の明示義務の追加が必要となりました。今回の改正の内容を簡単にまとめると以下の通りです。

●求人票等による募集時の明示事項の追加

求人票等による募集時に最低限明示しなければならない労働条件等として以下の内容が追加されました。

- ①試用期間に関する事項
- ②労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ③裁量労働制を採用する場合はその旨
- ④固定残業代を採用する場合にその算定基礎である労働時間数（固定残業時間数）及び金額、固定残業代を除外した基本給額、固定残業時間を超える場合に割増賃金を追加的に支払うこと
- ⑤労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

●労働条件変更等の明示義務

求人票等で明示した労働条件と実際の労働条件を変更等する場合には、雇用契約締結前に労働条件の変更内容等の明示が必要となりました。

- ①当初の明示と異なる内容の労働条件を提示する場合
- ②当初の明示の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
- ③当初の明示で明示していた労働条件を削除する場合
- ④当初の明示で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

また、今回の職業安定法の改正によって、虚偽の条件提示をしてハローワーク等に求人申込を行った場合には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金、上記の明示について違反した場合には行政の指導監督強化（公表もあり）など、罰則等も強化されていますので注意しましょう。

（参考：厚生労働省「労働者を募集する企業の皆様へ」リーフレット）